

# 社会福祉法人すぎのこ会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 移動支援事業の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヘ) 老人短期入所事業の経営

(ト) 老人デイサービスセンターの経営

(チ) 障害児通所支援事業の経営

(リ) 障害児相談支援事業の経営

(ヌ) 子育て短期支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人すぎのこ会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努める。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を栃木県栃木市岩舟町鷺巣302番地1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

2 前項の評議員の員数を欠くこととなる時に備え、補欠の評議員を置くことができる。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度選任する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員等及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 前項の役員の員数を欠くこととなるときに備え、補欠の役員を置くことができる。

3 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事、1名以上を特任理事とする。

4 前項の常務理事及び特任理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事及び特任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、代表権を除く理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び常務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。

5 特任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

6 理事長、常務理事及び特任理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支

計算書及び事業活動計算書)及びこれらの附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において特別の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告する。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、別に定める。

(損害賠償責任及び免除)

第24条 理事、監事若しくは会計監査人又は評議員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、評議員全員の同意がなければ、免除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事、監事又は会計監査人の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度

として、理事会の決議によって免除することができる。

4 前項の規定に基づく理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

(会長及び顧問)

第25条 この法人に、会長及び顧問を置くことができる。

2 会長は、評議員会及び理事会に出席して意見を述べることができ、この法人のため特に顕著な功績があった者の中から、理事会において任期を定めたいうえで選任する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができ、理事会において任期を定めたいうえで選任する。

(会長及び顧問の報酬等)

第26条 会長及び顧問に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長及び重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が代行し、常務理事が欠けたとき又は常務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、議長は理事の互選による。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決裁するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 会議に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、栃木県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を栃木県知事に届け出た場合。なお、当該融資に係る償還が滞った場合には、遅滞なく栃木県知事に届け出なければならない。

### (資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、収支予算については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

### (事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受け、かつ、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告する。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければ

ならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業計画等事業の概要等を記載した書類  
(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 栃木市子どもの居場所事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人すぎのこ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行規則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岩 崎 房一郎
理 事	新 井 房 治
理 事	茂 呂 肇
理 事	尾 林 静
理 事	大 宮 年 雄
理 事	岩 本 武 郎
理 事	落 合 清 一
監 事	大阿久 政次郎
監 事	五十畑 広

### 附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成29年12月22日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成30年6月26日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和元年7月16日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和3年1月8日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和3年7月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和3年12月6日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和4年3月15日から施行する。

### 附 則

この定款は、令和5年4月5日から施行する。



定款別表

社会福祉法人すぎのこ会基本財産

1 土地

番号	施設・事業所名	所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	
1	ひのきの杜・ひのきの杜共生	栃木市岩舟町曲ヶ島字本郷	806番1	宅地	7,787.00	
			806番2	宅地	2,972.88	
			806番10	宅地	992.37	
			806番11	宅地	662.74	
			806番29	宅地	251.92	
			806番30	宅地	234.38	
			809番1	宅地	1,408.00	
			809番3	宅地	50.93	
			824番2	宅地	907.00	
			824番3	宅地	84.97	
			824番4	宅地	600.00	
			826番19	宅地	345.29	
			806番17	山林	165	
			806番18	山林	225	
		806番21	山林	243		
	(合 計)			(16,930.48)		
	栃木市岩舟町静字新井橋	1609番1	宅地	903.00		
		1612番2	宅地	63.56		
	(合 計)			(966.56)		
2	もくせいのみ	栃木市大平町西山田字越路	1197番	宅地	2,137.00	
			1198番	宅地	5,995.00	
			(合 計)			(8,132.00)
		栃木市大平町富田字城ノ内	2075番1	宅地	2,637.15	
		2081番1	宅地	1,232.08		
	(合 計)			(3,869.23)		
3	けやきの家	栃木市岩舟町曲ヶ島字本郷	824番5	宅地	907.02	
			825番3	宅地	1,852.00	
			830番1	宅地	671.00	
			831番4	宅地	170.58	
			834番3	宅地	59.00	
			841番1	雑種地	528	
			806番24	山林	138	
	(合 計)			(4,325.60)		

番号	施設・事業所名	所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
4	すぎのこ	栃木市岩舟町鷺巣字大塚	276番1	宅地	222.00
			277番	宅地	335.00
			278番	宅地	379.00
			278番2	宅地	46.19
			278番3	宅地	70.16
			279番1	宅地	2,774.00
			282番2	宅地	61.00
		(合計)		(3,887.35)	
5	愛晃の杜	日光市花石町	1846番1	宅地	6,113.47
6	ひまわり	栃木市岩舟町静字新井橋	1612番	宅地	2,654.00
7	あすなろ	栃木市大皆川町字向川原	572番2	宅地	6,098.82
			572番4	雑種地	674
			584番1	雑種地	1.74
			585番1	雑種地	65
			586番1	雑種地	483
			587番1	雑種地	142
			587番2	雑種地	85
			588番1	雑種地	57
		栃木市岩出町字北山前	406番3	原野	654
		(合計)		(8,260.56)	
8	共同生活援助事業所	栃木市岩舟町豊岡字甲塚東	392番3	宅地	481.33
			393番2	宅地	347.19
		(合計)		(828.52)	
		栃木市岩舟町曲ヶ島字本郷	800番7	宅地	593.86
		日光市土沢字辻下	1541番7	宅地	297.61
			1541番8	宅地	49.96
		(合計)		(347.57)	
		日光市所野	668番1	宅地	209.00
			668番2	宅地	39.12
			669番1	宅地	76.49
669番2	宅地		260.63		
670番4	宅地		344.20		
2487番1	宅地		78.05		
(合計)		(1,007.49)			

番号	施設・事業所名	所 在	地 番	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
		日光市所野	670番3	宅地	349.85
			671番2	雑種地	66
		(合 計)			(415.85)
		日光市所野	849番	雑種地	300
			853番2	宅地	995.52
			853番9	雑種地	101
			853番10	雑種地	1,013
		(合 計)			(2,409.52)
9	やまと	栃木市万町字大和	480番12	宅地	1,387.03
			480番13	宅地	376.38
			480番14	宅地	58.50
			493番6	宅地	96.34
			493番7	宅地	6.76
		(合 計)			(1,925.01)
10	みずほの家	栃木市大平町横堀字西	672番	宅地	3,795.00
11	みすぎの郷	栃木市岩舟町小野寺字藤井田	1497番1	宅地	823.00
			1498番1	宅地	211.50
			1498番4	宅地	144.19
			1499番	宅地	995.00
			1500番	宅地	835.00
			1501番1	宅地	845.77
			1501番3	宅地	1,889.00
			1501番4	宅地	1,585.00
			1503番1	宅地	1,016.00
			1504番1	宅地	872.00
		(合 計)			(9,216.46)
12	あすひ	栃木市吹上町字宿通	571番	宅地	1,995.50
13	のあの杜	日光市野口	702番	宅地	1,418.15
			697番3	雑種地	70
		(合 計)			(1,488.15)

## 2 建物

番号	施設・事業所名	所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )
1	ひのきの杜・ひのきの杜共生	栃木市岩舟町曲ヶ島 字本郷806番地1	806番1	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根・ 亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 1,717.25 2階 1,071.04
			(符号1)	休憩室	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	35.86
		栃木市岩舟町曲ヶ島 字本郷806番地2、806番地 10、806番地11、824番地 2、824番地4	806番2	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	1,968.70
		栃木市岩舟町静 字新井橋1609番地1	1609番1	作業所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	167.39
2	もくせいの里	栃木市大平町西山田 字越路1198番地	1198番	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根・ ルーフィング葺平家建	1,427.20
			(符号1)	作業所	鉄筋コンクリート造ルーフィ ング葺平家建	68.04
			(符号2)	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	4.00
			(符号3)	訓練所	鉄骨造ルーフィング葺平家 建	59.62
		(符号4)	訓練所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	90.72	
		栃木市大平町西山田 字越路1197番地	1197番	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	645.11
栃木市大平町富田 字城ノ内2075番地1	2075番1	居宅	木造かわらぶき2階建	1階 263.49 2階 64.63		
3	けやきの家	栃木市岩舟町曲ヶ島 字本郷824番地5、825番地 3	824番5	養護所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	337.50
		栃木市岩舟町曲ヶ島 字本郷825番地3	825番3	養護所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	528.00
4	すぎのこ	栃木市岩舟町鷺巣 字大塚279番地1、276番地 1、277番地、278番地	279番1	收容棟	鉄筋コンクリート鉄骨・木造 陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	907.23
			(符号3)	作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	97.20
			(符号4)	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	35.50

番号	施設・事業所名	所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )
5	愛晃の杜	日光市花石町 1846番地1	1846番1	養護所	鉄骨造アルミニウム板ぶき平家建	695.34
		日光市花石町 1846番地1	1846番1の2	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 193.00 2階 174.10
		日光市花石町 1846番地1	1846番1の3	作業所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	46.80
			(符号1)	物置	軽量鉄骨造アルミニウムメッキ鋼板ぶき平家建	21.16
(符号2)	物置	軽量鉄骨造アルミニウムメッキ鋼板ぶき平家建	16.04			
6	ひまわり	栃木市岩舟町静 字新井橋1612番地	1612番の1	養護施設	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 476.54 2階 218.54
		栃木市岩舟町静 字新井橋1612番地	1612番の2	ボイラー室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	9.92
		栃木市岩舟町静 字新井橋1612番地	1612番の3	洗濯場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	33.96
7	あすなろ	栃木市大皆川町 字向川原572番地2	572番2	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	456.14
			(符号1)	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	495.52
8	共同生活援助 事業所	栃木市岩舟町豊岡 字甲塚東393番地2、392番地3	393番2	寄宿舍	鉄骨造瓦葺2階建	1階 141.64 2階 123.38
		栃木市岩舟町静 字諏訪335番地9	335番9	寄宿舍	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 68.14 2階 73.18
		栃木市岩舟町曲ヶ島 字本郷800番地7	800番7	寄宿舍	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	123.00
			(符号1)	寄宿舍	木造スレートぶき2階建	1階 77.50 2階 54.00
		栃木市岩舟町静 字新井橋1609番地1、1612番地、1612番地2	1609番1の3	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	137.54
			(符号1)	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 203.58 2階 203.58
		日光市土沢 字辻下1541番地7	1541番7	居宅	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 81.99 2階 57.50
		日光市所野 668番地1、668番地2、669番地1、669番地2、670番地4、2487番地1	668番1	グループホーム	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 293.61 2階 181.38
			(符号1)	ボイラー室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	6.55
日光市所野 670番地3	670番3	居宅	木造銅板ぶき2階建	1階 90.67 2階 45.54		
日光市所野 853番地2	853番2	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	347.80		

番号	施設・事業所名	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )
9	やまと	栃木市万町 字大和480番地12、480番 地13、480番地14、493番地 6	480番12  (符号1)	老人福祉施 設、診療所	鉄骨造アルミニウム板ぶ き3階建	1階 528.55 2階 508.80 3階 508.80
				ポンプ室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	22.40
10	みずほの家	栃木市大平町横堀 字西672番地	672番  (符号1)  (符号2)	療護所	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	640.45
				物置	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	86.12
				ボイラー室	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	9.19
11	みすぎの郷	栃木市岩舟町小野寺 字藤井田1501番地4、1497 番地1、1499番地、1500番 地、1501番地1、1501番地 3、1503番地1、1504番地1	1501番4	老人福祉 施設	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	2,170.45
12	あすひ	栃木市吹上町 字宿通571番地	571番  (符号1)	養護所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 162.60 2階 168.70 3階 30.31
				養護所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2 階建	1階 464.29 2階 37.32
13	のあの杜	日光市野口 702番地	702番  (符号1)	児童福祉 施設	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	456.69
				倉庫	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	13.24